

ケア輸送サービスの運賃及び料金

社会福祉法人 明和会

患者等の移動制約者の輸送(ケアプラン又は市町村が行う介護給付費支給決定に関すること以外の輸送)を「ケア輸送サービス」とし、運賃及び料金について以下のとおり規定します。

1. ケア輸送サービス運賃

運賃は、時間制です。(青森県地区自動認可運賃の下限運賃を適用)

【運賃表】

車種区分	自動車の大きさ等	運賃(15分まで毎に加算)
特 定 大 型 車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車及び小型自動車で乗車定員7名以上のもの。但し、寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車を除く。	1,680円
大 型 車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)を超えるもので乗車定員6名以下のもの。寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員7名以上のもの。	1,590円
中 型 車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)以下のもので乗車定員6名以下のもの及び同条に定める小型自動車のうち、自動車の長さが4.6メートル以上で、かつ乗車定員6名以下のもの。寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員6名以下のもの。	1,310円
小 型 車	道路運送車両法施行規則第2条に定める小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル未満で乗車定員5名以下のもの。寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員5名以下のもの。同条に定める軽自動車、運行時に寝台又は車椅子を固定することのできる設備を有する特種用途自動車。	1,130円

ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様(外寸、内装等)のガソリン車の車種区分を適用する。

2. 適用方法

- (1) ご利用者が輸送車両に乗車してから目的地に到着して降車するまでの時間に応じた運賃とします。
- (2) 待料金、迎車回送料金は無料です。
- (3) 一回の乗降につき移送にかかる料金(片道)です。

3. 営業時間

8:30から17:30まで

4. 運賃の請求

車内に設置した時計で運賃を計算し、料金をご請求します。

5. その他の料金

有料道路等における通行料金・使用料金等は、その実費をご負担していただきます。

6. 適用する営業区域

青森県全域